

平成30年度版

対象組織向け

多面的機能支払交付金の 活動の手引き

広域活動組織用

栃木県 農政部

栃木県農地水多面的機能保全推進協議会

平成30年9月

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんのが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



水路のひび割れ補修



農道の壅みの補修



植栽活動



水田魚道の設置

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート水路への更新



老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

目 次

多面的機能支払交付金の概要

1	交付金の構成	1
2	活動の手順	2
3	手続きの概要	3

I 広域活動組織の設立

1	設立のねらい	4
2	規模・構成員	5
3	広域協定書（案）の作成	6
4	広域協定運営委員会規則（案）の作成	15
5	活動計画（案）の作成	20
6	事業計画（案）の作成	32
7	広域協定運営委員会の開催	34

II	広域協定の締結	36
----	---------	----

III	事業計画の認定	37
-----	---------	----

IV	交付金及び概算払の申請	39
----	-------------	----

V	活動の実施・記録	43
---	----------	----

VI	活動の報告	52
----	-------	----

VII	活動における留意事項等	60
-----	-------------	----

多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

(1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動
(水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動
(体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など)



(2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ①施設の軽微な補修
(水路、農道、ため池の軽微な補修など)
- ②農村環境保全活動
(植栽による景観形成、ビオトープづくりなど)
- ③多面的機能の増進を図る活動
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)

3) 地域資源保全プランの策定

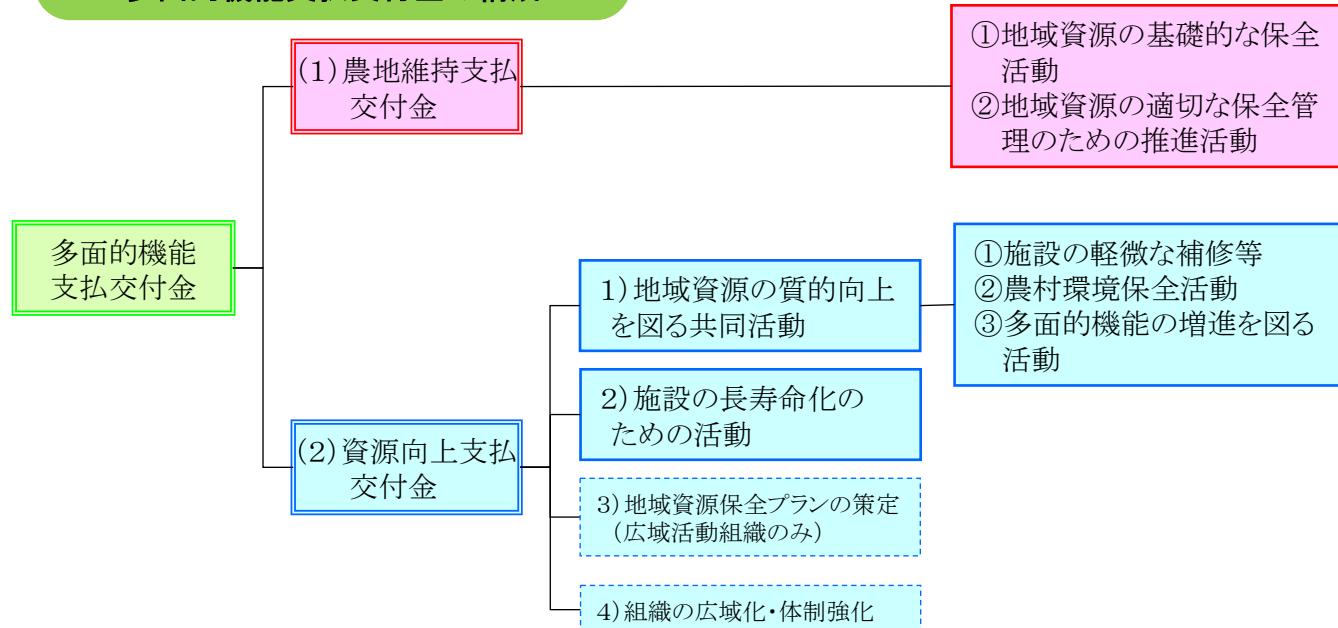
4) 組織の広域化・体制強化



2) 施設の長寿命化のための活動

- (老朽化が進む水路等の補修・更新など)

多面的機能支払交付金の構成



2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

I 広域活動組織の設立

共同活動を実施する広域活動組織を設立します。設立にあたっては広域協定運営委員会を開催します。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| I-1 設立のねらい | →4ページへ |
| I-2 規模、構成員 | →5ページへ |
| I-3 広域協定書（案）の作成 | →6ページへ |
| I-4 広域協定運営委員会規則（案）の作成 | →15ページへ |
| I-5 活動計画（案）の作成 | →20ページへ |
| I-6 事業計画（案）の作成 | →32ページへ |
| I-7 広域協定運営委員会の開催 | →34ページへ |

II 広域協定の締結

取組が円滑に実施されるよう、関係者間で広域協定を締結し市町村長の認定を受けます。

[→36ページへ](#)

III 事業計画の認定

市町村長に事業計画書などを提出します。事業計画が認定されると市町村長から認定通知書が送付されます。

[→37ページへ](#)

IV 交付金及び概算払の申請

当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。
市町村長から交付決定の通知が送付されます。
必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

[→39ページへ](#)

V 活動の実施・記録

交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。
実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。

[→43ページへ](#)

VI 活動の報告

当該年度の活動記録をとりまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。

[→52ページへ](#)

3. 手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで

広域活動組織

①広域協定書等の作成

対象農用地の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な協定書などの案を作成します。

- 広域協定書 …P.6
- 運営委員会規則…P.15

②活動計画書の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。

- 活動計画書 …P.20

③事業計画書の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。

- 事業計画書 …P.32

④運営委員会の開催

運営委員会を開催し、協定書や事業計画等の案について委員等の合意を得ます。

…P.34

⑤広域協定の締結（認定）

市町村長に広域協定書などを提出し、認定を受けます。

市町村

【提出期限】
市町村が定める日
_月_日まで

⑥事業計画の申請

市町村長に事業計画書を提出し、事業計画の申請を行います。

市町村

【申請期限】
6月30日まで

⑦事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

市町村
↔ 審査
県協議会

交付金の交付申請から報告まで

広域活動組織

③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿などを作成します。

- 活動記録 …P.43
- 金銭出納簿 …P.46
- 財産管理台帳 …P.50

④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭出納簿を集計し、実施状況報告書を作成します。

- 実施状況報告書 …P.54
- 添付書類 …P.53

①交付金の申請

市町村長に交付申請書を提出します。

- 交付申請書 …P.40

市町村

【申請期限】
市町村が定める日
_月_日まで

②交付決定・支払

市町村長から交付決定の通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

⑤実施状況報告

市町村長に実施状況報告書などを提出します。

市町村

【報告期限】
市町村が定める日
_月_日まで

⑥確認通知の送付

市町村長から必要に応じて実施状況確認通知書が送付されます。

市町村
↔ 審査
県協議会

I 広域活動組織の設立

1. 設立のねらい

広域活動組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）、NPO、地域の関係団体等から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

（注）5ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して活動に取り組みます（その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、広域活動組織を設立することができます）。

活動組織と広域活動組織との対比

集落毎に活動組織を設立する場合	広域エリアにおいて広域活動組織を設立する場合
<p>Diagram illustrating the process for four villages (A, B, C, D) each establishing its own local organization. Each organization handles its own application, reporting, and funding process. A specific waterway in village C is noted as deteriorated.</p> <p>申請・報告 交付金</p> <p>市町村</p>	<p>対象とする区域が200ha以上等</p> <p>老朽化が著しい水路</p> <p>A集落 B集落 C集落 D集落</p> <p>広域活動組織</p> <p>申請・報告 交付金</p> <p>市町村</p>
<p>①A～Dの各集落等がそれぞれ事務手続きを実施</p> <p>②C集落には老朽化が著しい水路があるが、対象農用地面積に応じた交付金では十分な対策ができない</p>	<p>①A～Dの各集落等の申請、報告等の事務手続きを一括して行えるため事務負担が低減</p> <p>②A～Dの集落等の対象農用地面積に応じた交付金により、老朽化が著しい水路への重点的な活動が可能</p>

2. 規模・構成員

(1) 規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有する場合が対象となります。

(2) 構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- 1) 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
- 2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者

※広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

農地維持支払交付金

以下の①又は②の広域活動組織が支援の対象です。

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

資源向上支払交付金

○地域資源の質的向上を図る共同活動

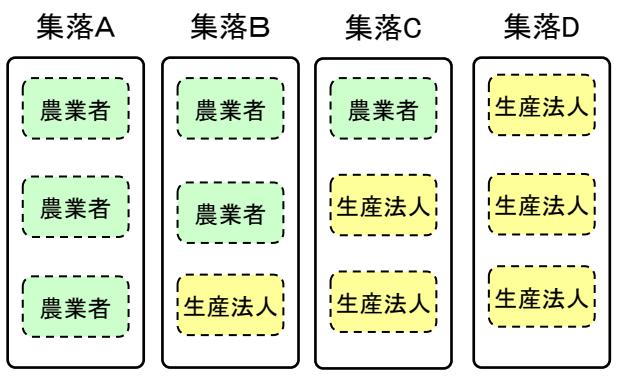
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

○施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化、地域資源保全プランの策定

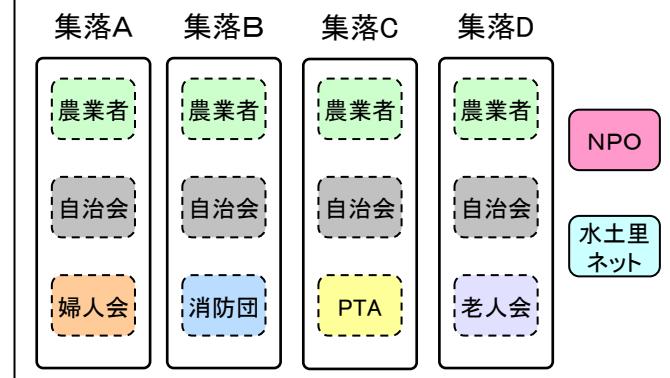
農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

広域活動組織の構成例

①農業者のみで構成



②農業者及びその他の者で構成



3. 広域協定書(案)の作成

(1) 協定書の作成

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを定めた協定書の案を作成します。

広域協定書は、以下に示す様式のとおりです。

(2) 協定書の内容について

協定書の内容は、以下の様式のとおりです。（多面的機能支払交付金実施要領別記5-1）

市町村長の認定を受けた後に記入します。

このページは協定書の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

(別記5-1)

○年○月○日認定

○○市長○○○○

○○広域協定書(例)

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

(名称)

第2条 この協定は、○○広域協定と称する。

(協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、
第4条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、〇〇市長の認定のあった日から平成〇年〇月〇日までとする。

(活動及び事業)

第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行ふものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (3) 施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (4) 農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (7) その他の事業
 - ① 農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
 - ② ○○○○を図る事業
- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除して下さい。

(協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落・団体等	役 割
○○集落	<ul style="list-style-type: none"> 各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。
○○集落	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 施設の軽微な補修のための活動の実施。 農村環境の保全活動の実施。
○○集落	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能の増進を図る活動の実施。 水路等施設の長寿命化のための活動の実施。
○○集落	(畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
○○土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> 協定の事務局として全体の調整を図る。 参加集落及び団体と連携して○○地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。 参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。
○○○団体	○○○○○○○
○○○ (農業経営体)	<ul style="list-style-type: none"> ○○○○○○○ <p>(注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。</p>

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結して下さい。

2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

施設のリスク管理と機能保全のための全体構想(地域資源保全プラン)を策定する場合は、以下の規定を追加して下さい。

(施設のリスク管理と機能保全のための全体構想の策定)

第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、○○年○○月までに、本協定の対象とする施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定するものとする。

(協定参加集落及び団体間の協力)

第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。

3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。

4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(運営委員会)

- 第9条** この協定の運営に関する事項を処理するために、○○地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、協定に参加する集落及びその他の団体の代表をもって構成する。
- 3 委員会に次の役員を置く。
- 会長 1名
副会長 1名
会計 1名
監査役 1名
- 4 役員は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
- 8 監査役は委員会の会計の監査を行う。
- 9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

- 第10条** 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市の指示を受けるものとする。
- 3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3項中の「市」を「市又は土地改良区」に置き換えて下さい。

(協定内容の変更及び廃止)

- 第11条** この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

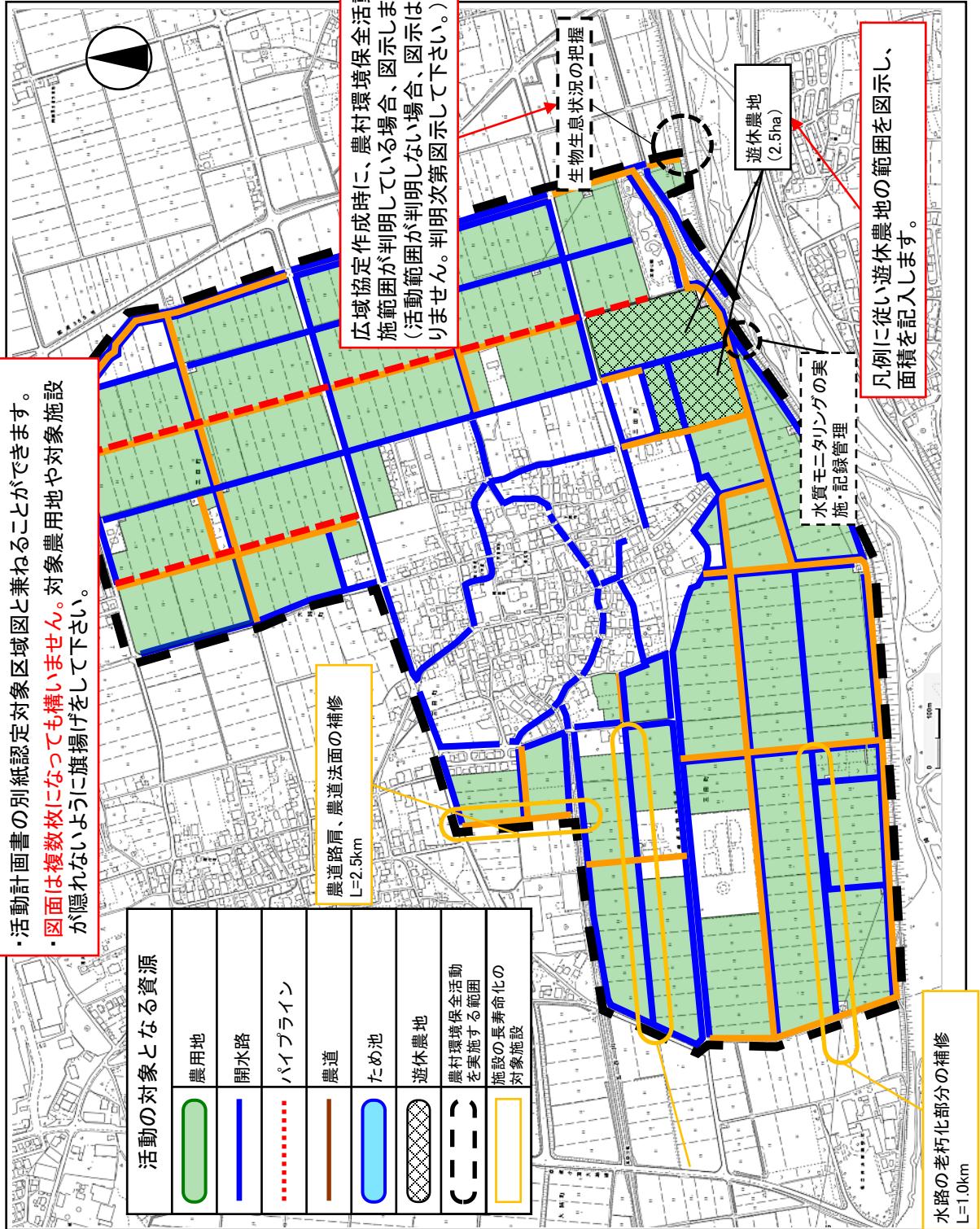
附則

- 上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○市長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

(別紙)
認定対象区域図面

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・活動計画書の別紙認定対象区域図と兼ねることができます。
- ・図面は複数枚になつても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。



組織名:〇〇広域協定

(別表)

協定対象農用地及び施設

参加同意書に記載されている農用地面積を集計します。

1. 協定の対象となる農用地

地目 集落	協定農用地			
	田	畠	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,500 a	500 a	a	4,000 a
C集落	2,000 a	300 a	a	2,300 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(農地維持支払交付金)			
	田	畠	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(資源向上支払交付金)							
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
	田	畠	草地	計	田	畠	草地	計
A集落	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a

2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設の数量を集計します。

集落(活動組織)	水路	農道	ため池
○○○	13.4 km	8.5 km	箇所
△△△	12.2 km	6.2 km	箇所
□□□	10.8 km	4.1 km	箇所
合計	47.7 km	25.5 km	箇所

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する集落又は活動組織向けのものです。

○○広域協定参加同意書

平成 年 月 日

○○広域協定

運営委員会会長 ○○ ○○ 殿

参加集落(活動組織) A集落
 所 在 地 ○○県○○市○○
 代 表 者 農林 太郎 (印)

当集落(活動組織)については、○○広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

地目	協定農用地				備考
	田	畠	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

地目	対象農用地(農地維持支払交付金)				備考
	田	畠	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

地目	対象農用地(資源向上支払交付金)				施設の長寿命化のための活動				備考
	田	畠	草地	計	田	畠	草地	計	
面積	4,532 a	868 a	a	5,400 a	5,432 a	868 a	a	5,400 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	13.4 km	8.5 km		箇所

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員

① 農業者^{注1}

番号	氏名	住所	備考
1	鈴木 一郎	○○○	運営委員会委員
2	山口 良夫	○○○	

② 農業者以外

番号	氏名	住所	備考
1	渡辺 三郎	○○○	
2	佐々木 清	○○○	

③ 集落内のその他の団体(婦人会、老人会他)^{注2}

番号	団体名・代表者	住所	備考
1	○○子供会・伊藤 八郎	○○○	
2	○○老人会・林 実	○○○	

4. 構成員人数^{注3}

計	農業者	農業者以外
177 人	56 人	121 人

・3の①及び②の個人並びに③の団体に所属する者の合計の人数について、農業者と農業者以外に区分して記載します。

・団体に所属する者は、その団体に所属する全ての人数ではなく、共同活動に参加する人数を記載します。

・複数の団体に所属する者がいるなど、共同活動に参加する人数の正確な把握が困難な場合は、概ねの人数を記載して頂いて構いません。

注1: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注2: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

注3: 構成員人数には、3の①、②の個人及び③の団体に所属する者

参加同意書については、集落又は活動組織において合意形成した上で、取りまとめて下さい。

本同意書は、協定に参加する農業（経営）者向けのものです。
※「農業者」の定義は、12ページ下部の注1を参照。

(別記5-1 別紙)

○○広域協定参加同意書

平成 年 月 日

○○広域協定

運営委員会会長 ○○ ○○ 殿

所 在 地 ○○県○○市○○
氏 名 ○○ ○○ (印)

私、○○○○は、○○広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

地目	協定農用地				備考
	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記載します。

地目	対象農用地(農地維持支払交付金)				備考
	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

地目	対象農用地(資源向上支払交付金)				施設の長寿命化のための活動				備考
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	km	km	箇所	

注1：農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(別記5-1 別紙)

本同意書は、**協定に参加する団体向け**のものです。

○○広域協定参加同意書

平成 年 月 日

○○広域協定

運営委員会会長 ○○ ○○ 殿

団 体 名 NPO法人○○○
 所 在 地 ○○県○○市○○
 代 表 者 ○○ ○○ 印

当団体については、○○広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

○○○することを目的とする。

2. 団体の設立年月日

平成○○年○月○日

3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う

4. 構成員人数

計	農業者	農業者以外
	15 人	人

団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

参加同意書については、団体における所定の手続きを経てから提出して下さい。

4. 広域協定運営委員会規則(案)の作成

意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方
法等を明確化した運営委員会規則の案を作成します。

別記5-2

市町村の認定を受けた後、記載します。

このページは運営委員会規則の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

○年○月○日認定	○○市長○○○○
----------	----------

○○広域協定運営委員会規則

平成○○年○○月○○日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、○○市○○において締結された「○○○○広域協定(以下「協定」という。)」
の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適
切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・
農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「○○○○広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

(事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を○○県○○市○○○○に置く。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、集落の構成員について委員会の
会員と位置づけます。このため、以下の第4条の規定を追加して下さい。

(会員)

第4条 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

第2章 委員会の構成及び運営

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監査役 1名

- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(委員会の権能) 第8条の一～五は、取組を行う活動内容に応じて選択して記載して下さい。

第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 ~~資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)~~の収支決算に関すること。
- 五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
- 六 規則の制定及び改廃に関すること。
- 七 その他協定の運営に関する重要な事項。

その他事業に取り組まない場合は削除してください。

資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を実施する場合で、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関する」と記載します。

(委員会の議決方法等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

- 一 規則の変更
- 二 役員の解任
- 三 協定参加団体の除名
- 四 協定の変更又は廃止

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、以下の第3章の総会に関する規定を加えて下さい。

第3章 総会

(総会の開催等)

- 第11条 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
- 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
 - 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

(総会の機能)

- 第12条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 委員の選任及び解任
- 二 各年度の決算報告
- 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
- 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
- 五 その他重要な事項

(総会の議決方法等)

- 第13条 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第11条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。
- 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

(実施計画)

- 第11条 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。
- 2 委員会は、各団体から提出された実施計画について会計区分毎にとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

(保全管理活動等の実施)

- 第12条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

(活動の資金とその経理) 各団体への資金配分を行わない場合は、第13条を削除して下さい。

第13条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要となる資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。

2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

(活動の報告)

第14条 協定参加団体は、毎年、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を得て、委員会に報告を行うものとする。

(活動報告の確認)

第15条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

- 2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。
- 3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、○○市長に報告を行うものとする。

第4章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第16条 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならぬ。

- 一 ○○○○広域協定書
- 二 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第17条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第18条 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の資金と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動

三 その他の収入

資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を実施する場合で、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金」と記載します。

(事務経費支弁の方法等)

第20条 本委員会の事務に要する経費は、第19条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第21条 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第22条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

(資金の流用)

第23条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第24条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第25条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第26条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第27条 活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第28条 本委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及び損のないよう、適正に管理するものとする。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、下記第29条中の「委員会」を「総会」に置き換えて下さい。

(決算及び監査)

第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に委員会の承認を受けなければならない。

第5章 雜則

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決して下さい

(規則の変更)

第30条 この規則を変更した場合は、〇〇市長に報告をしなければならない。

(細則)

第31条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

5. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎とし、都道府県が策定する多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※多面的機能支払交付金単独で作成する場合は、多面的機能支払実施要領様式第1－3号（別添）を使用するものとし、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金又は環境保全型農業直接支払交付金を併せて作成する場合は、多面的機能支払交付金実施要領様式第6－7号【共通様式】を使用します。

以下に示す記載例は、様式第1－3号（別添）です。様式第6－7号を使用する場合にもこの例を参考として記載して下さい。

I. 地区の概要

(1) 活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

I. 地区の概要

1. 活動期間

		活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数
農地維持支払		平成 30 年度	平成 34 年度	5 年
資源向上支払	共同活動	平成 30 年度	平成 34 年度	5 年
	施設の長寿命化	平成 30 年度	平成 34 年度	5 年

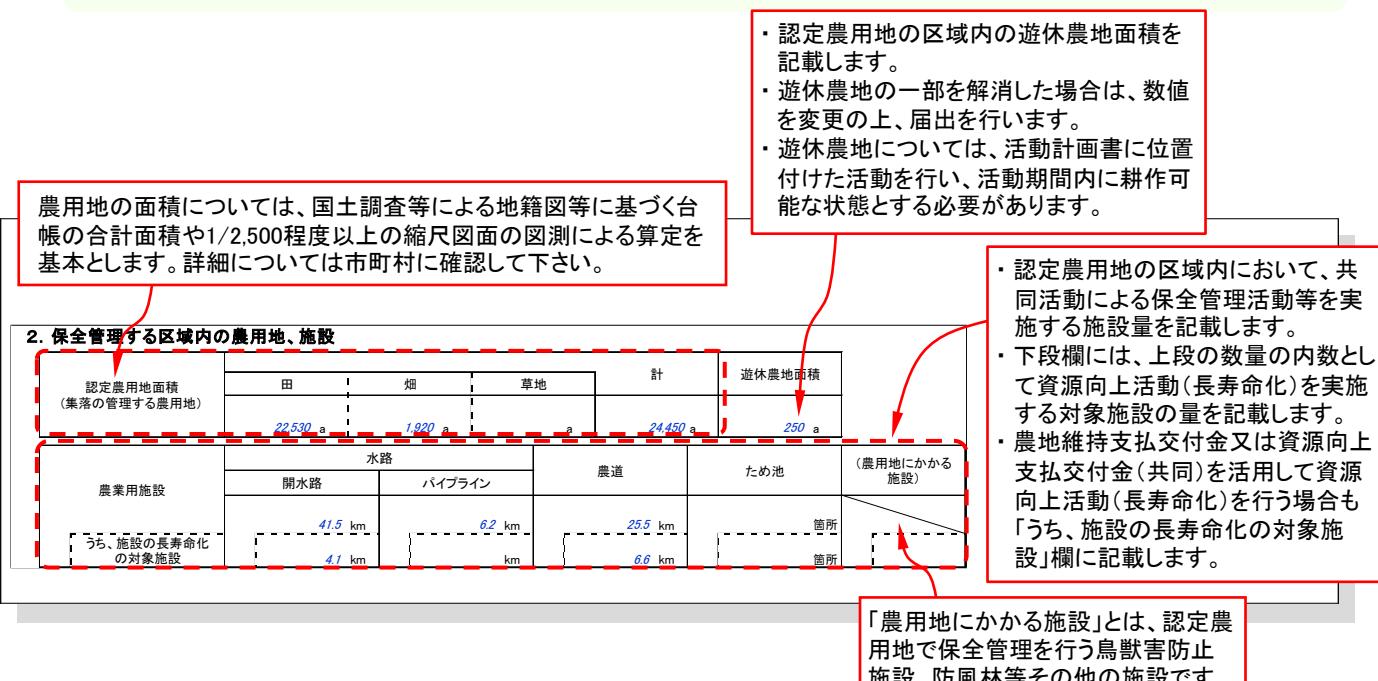
交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記載しないで下さい。

(2)保全管理する区域内の農用地、施設

保全管理する区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

- ※ 認定農用地・・・広域活動組織が共同活動を実施する農用地
- 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。



(3)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。（交付単価は、市町村に確認して下さい。）

平成30年度に拡充された小規模集落支援の加算措置を受けようとする場合は様式第1－3号（別添）加算措置に取り組む場合 の様式を使用し、加算措置を除く交付金額はここに示す方法で算出、加算措置分はP23に示す方法で算出して整理します。

3. 交付金額

地目	農地維持支払			資源向上支払（共同活動）			資源向上支払（施設の長寿命化）		
	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	22,530 a	3,000 円/10a	6759,000 円	22,312 a	1,800 円/10a	4016,160 円	22,312 a	4,400 円/10a	9,812,280 円
畠	1,920 a	2,000 円/10a	384,000 円	1,880 a	1,080 円/10a	203,040 円	1,880 a	2,000 円/10a	376,000 円
草地	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
合計	24,450 a		7,143,000 円	24,192 a		4,219,200 円	24,192 a		10,193,280 円
備考 (注)	各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、 それ各行を追加して記載します。								
(注2)	更する面積は〇〇ha(農地維持支払のみ平成〇〇年度まで地目変更前の単価)」を備考欄に記入する。								

資源向上支払（施設の長寿命化）は、交付上限額を記載します。
この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

交付額の算定

【交付単価】

単位:円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)		資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	①	②	③ =②*5/6	④	⑤ =④*5/6
田	3,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	180	150	400	333

- ①:事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤:広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、④に5/6を乗じた額を交付単価とする。

【交付額の算出方法】

- (1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑:4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計:2,499,800 円

- (2)資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。

a. 上表④又は⑤の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額

b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

(算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

○ 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出

a. 15,000a × 1,666 円/10a = 2,499,000 円

b. 1集落 × 2,000,000 円 = 2,000,000 円

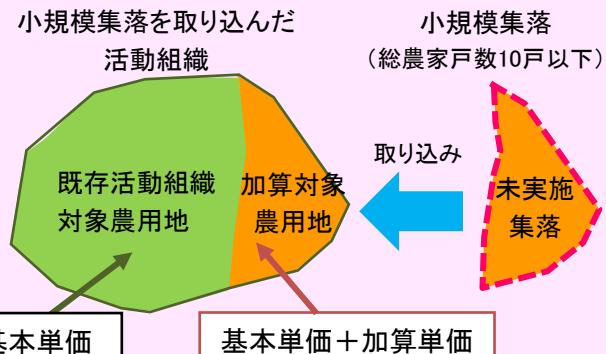
の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とする。

加算措置 小規模集落支援（平成30年度拡充）

既存活動組織※1が小規模集落※2を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。※3

【農地維持支払の加算単価】単位：円/10a

田	1,000
畠	600
草地	80



なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は40万円となります。

※1：多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織（平成29年度に活動期間が終了し、平成30年度に事業計画の認定を受ける活動組織及び広域活動組織を含む。）

※2：小規模集落とは、総農家戸数が10戸以下、かつ、これまでに、多面的機能支払（旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む）に取り組んだことがない農業集落です。

※3：加算措置の適用期間は、小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度までです。

【加算措置分にあたる交付金額の算出方法】

（1）加算対象農用地面積に地目別の加算単価を乗じて算出します。

（算定例）

加算対象農用地面積 田900a、畠190a

$$\textcircled{O} \text{ 田} (900\text{a} \times 1,000 \text{ 円/10a}) + \text{畠} (190\text{a} \times 600 \text{ 円/10a}) = 101,400 \text{ 円}$$

（2）（1）で算出した額が1小規模集落当たり加算上限額、活動組織あたり合計加算上限額を越える場合は、その上限額が加算措置分の年交付金額となります。

（算定例）

取り込む小規模集落数 1集落

加算対象農用地面積 田1,900a、畠190a

$$\text{a} \text{ 田} (1,900\text{a} \times 1,000 \text{ 円/10a}) + \text{畠} (190\text{a} \times 600 \text{ 円/10a}) = 201,400 \text{ 円}$$

$$\text{b} \text{ 1集落} \times 200,000 \text{ 円} = 200,000 \text{ 円}$$

のうち小さい方の額である200,000 円を加算措置分の年交付金額とする。

加算措置を受ける場合の活動計画書は「（別添）加算措置に取り組む場合」の様式を使用して下さい。

(2) 加算措置分にあたる交付金額

地目	小規模集落支援		
	対象農用地面積	加算単価	年当たり交付上限額
田	900 a	1,000 円/10a	90,000 円
畠	190 a	600 円/10a	11,400 円
草地	a	円/10a	円
合計	1,090 a		101,400 円
備考			

加算措置の対象とする小規模集落数	各小規模集落内の総農家戸数
1 集落	9 戸

※上記(2)の場合は、田、畠別の加算単価、年当たり交付上限額の欄は空欄とし、年当たり交付上限額の合計欄には上限額を記入することになります。

長寿命化の考え方について

【長寿命化の考え方】

市町村は、長寿命化の活動計画(1～5年)を認定する際、農業農村整備事業(国庫補助事業(農地耕作条件改善事業等))で実施可能な更新整備は対象外とする。

例)農地耕作条件改善事業の場合(※1)

水路更新、農道整備の合計金額(税込)は200万円を超えている(※2)	はい	土地改良区や市町等が事業主体となることが可能であり、また、農地中間管理機構との連携が可能	はい	農地耕作改善事業で実施
	いいえ		いいえ	長寿命化の対象
いいえ 長寿命化の対象				

※1 農地耕作条件改善事業

(事業主体)

市町村、土地改良区、農業者等の組織する団体
(事業内容)

【定額】更新整備

- ア)用水路:土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新
- イ)排水路:土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新
- ウ)農作業道:未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新

【定率】(団体営)国50%、県15%

- ア)農業用排水施設:農業用排水施設の新設
- イ)農作業道:農作業道・進入路等の新設

(主な要件)

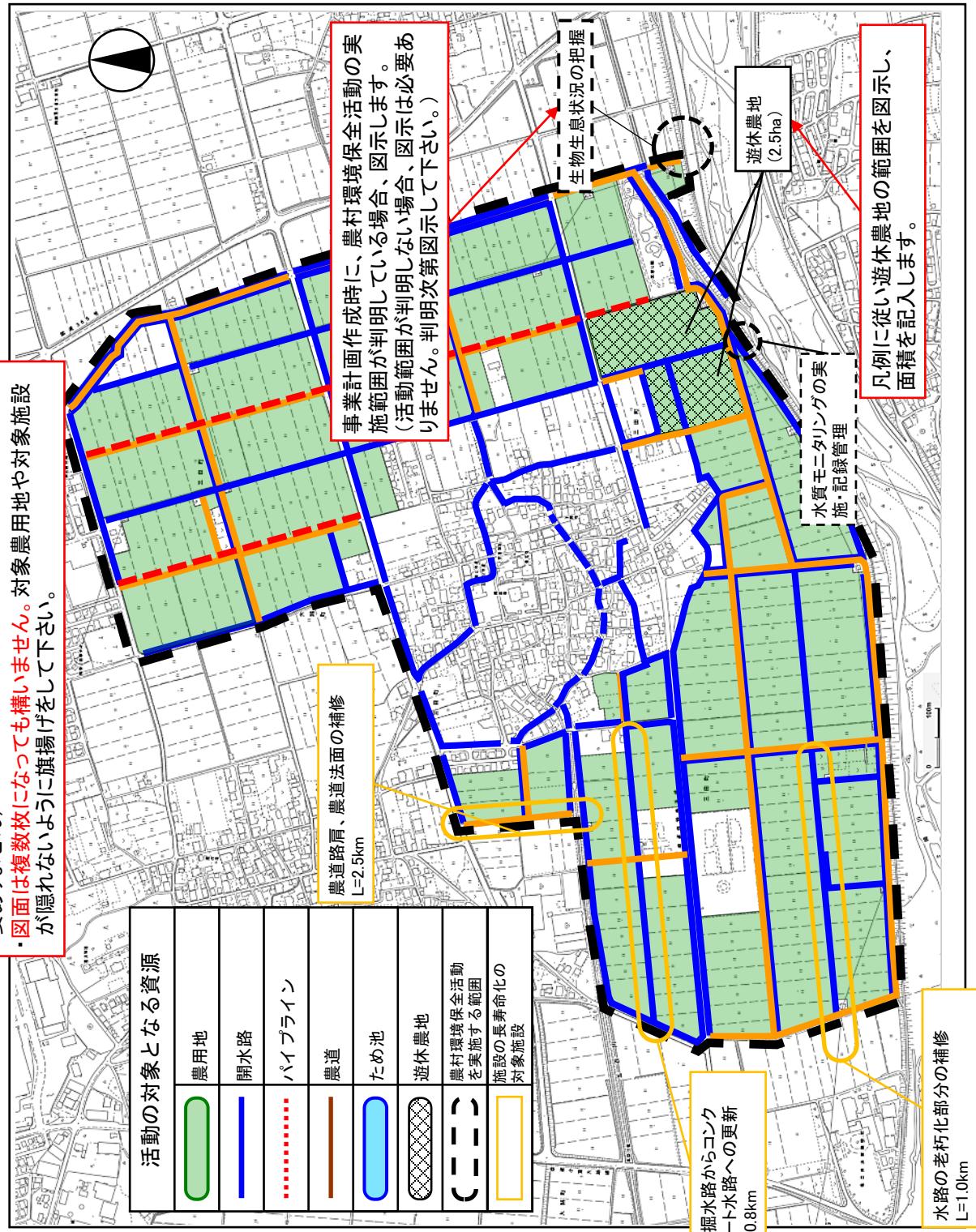
農業者2者以上／事業費200万円以上／農地中間管理機構との連携

※2 判断にあたり、活動組織から対象施設の図面及び実施積算書(見積書)を徴取してください

(別紙)
認定対象区域図面

組織名:〇〇広域協定

- 活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- 図面は複数枚になつても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。



(5)保全管理する区域内に存在する集落数

認定農用地の区域内に存在する集落数を記載します。

ここでいう「集落」とは、農林業センサスにおける農業集落（定義：市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう）とします。

（参考）農林水産省HP「農業集落境界の閲覧」

http://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom_map.html

(6)中山間地域等直接支払交付金との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように次のことに注意してください。

- ① 重複する区域における活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の保全に係る活動は、多面的機能支払交付金により行う。
- ② 資源向上活動（共同）に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

(7)保全管理する区域の農業地域類型

対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するもの全てにチェック印を記載します。

（参考）農業地域類型区分について

農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として設定。

※旧市区町村とは、平成22年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市区町村をいう。

（参考）農林水産省HP「農業地域類型区分について」

http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html

(8)保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

対象農用地の区域が以下の8法のいずれかの指定地域に該当している場合は、チェック印を記載。

- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・山村振興法
- ・過疎地域自立促進特別措置法
- ・半島振興法
- ・離島振興法
- ・沖縄振興特別措置法
- ・奄美群島振興開発特別措置法
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法

国土交通省HP「国土情報ウェブマッピングシステム」

<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>

5. 保全管理する区域内に存在する集落数

集落数
11 集落

7. 保全管理する区域の農業地域類型

<input type="checkbox"/> 都市的地域	<input checked="" type="checkbox"/> 中間農業地域
<input type="checkbox"/> 平地農業地域	<input type="checkbox"/> 山間農業地域

該当する項目をチェック(複数選択可)

6. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積等

重複面積
4,508 a

8. 保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

地域振興立法8法の該当あり

5、7及び8については、市町村にお問い合わせ下さい。

（注）中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する認定農用地のうち、この活動計画書に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動については、多面的機能支払により行う。

(9)保全管理する区域内における田園風景百選認定地の有無

認定農用地の区域内において田園風景百選の認定地がある場合はチェック印を記載し、認定地名を記入します。

(10)「とちぎの元気な子ども育て隊」の宣言の有無

組織が「とちぎの元気な子ども育て隊」の宣言をしている場合はチェック印を記載します。

9. 保全管理する区域内における田園風景百選認定地の有無

<input type="checkbox"/> 田園風景百選認定地あり
認定地名

10. 「とちぎの元気な子ども育て隊」の宣言の有無

<input type="checkbox"/> とちぎの元気な子ども育て隊の宣言あり

II. 構造変化に対応した保全管理の目標

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。

この目標に即して取り組む活動などについては、「**III. 活動の計画（1）農地維持支払 ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動**」の欄に記載することになります。（29ページ参照）

II. 構造変化に対応した保全管理の目標

複数項目の選択が可能です。

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- その他 []

III. 活動の計画

(1) 農地維持支払

① 地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定・研修」と「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。対象となる施設が存在しない活動項目は除外します。

III. 活動の計画

1. 農地維持支払

① 地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

活動項目		取組	実施時期
点検 ・ 研 計 修 画 策 定	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	<input checked="" type="checkbox"/> 農用地:毎年4月 <input checked="" type="checkbox"/> 水路:毎年4月 <input checked="" type="checkbox"/> 農道:毎年4月 <input type="checkbox"/> ため池:毎年〇月
	年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年4月
	事務・組織運営等の研修	事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を協定期間に内に1回以上受講する。	平成30年度、平成32年度
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	毎年 2回(7月、11月)
	水路	畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	毎年 3回(6月、7月、8月)
	農道	施設の適正管理	点検結果に応じて 実施時期を決定
	ため池	水路の草刈り	毎年 3回(6月、7月、8月)
	水路	水路の泥上げ	毎年4月
	農道	施設の適正管理	点検結果に応じて 実施時期を決定
	ため池	路肩、法面の草刈り	毎年 3回(6月、7月、8月)
	水路	側溝の泥上げ	毎年4月
	農道	施設の適正管理	点検結果に応じて 実施時期を決定
生態系に配慮した取組	ため池の草刈り	草刈りを実施する。	
	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	
	水路内の隠れ場確保	生物(主に魚類)の隠れ場を確保する。	選択した年の 月
	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。また、「生態系に配慮した取組」は、農地維持支払のみ行う場合に毎年度1つ以上実施する。

草刈り、泥上げ等の実践活動の時期及び回数は実勢の点検結果に応じて変更しても構いません。

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

「Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標」に記載した目標（27ページ参照）に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るために、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※ 地域資源保全管理構想について

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

～地域資源保全管理構想の項目について～

- (1) 地域で保全管理していく農用地及び施設
- (2) 地域の共同活動で行う保全管理活動
- (3) 地域の共同活動の実施体制
- (4) 地域農業の担い手の育成・確保
- (5) 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策



②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

活動項目	取組	実施時期
地域ぐるみで取り組む保全管理の内容（1項目以上選択）	取組方向（1項目以上選択）	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 <input checked="" type="checkbox"/> 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 <input type="checkbox"/> 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> ② 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 <input type="checkbox"/> 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 <input type="checkbox"/> 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
推進活動	(1項目以上選択) <input checked="" type="checkbox"/> 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 <input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 <input checked="" type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 <input type="checkbox"/> 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 <input checked="" type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 <input type="checkbox"/> その他（ ）	毎年 2 回 (10月、1月)

5年間で実施する予定の活動項目を複数選択する場合は、実施時期欄に「毎年①、②、③それぞれでいずれか1項目以上〇回(〇月、〇月)」と記載します。

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

農用地、施設の見回りを行う必要のある異常気象の種類や程度について記載して下さい。

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

〇〇市の区域において、大雨、洪水、暴風や震度〇以上の地震が発生した場合。

（注）農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

(2)資源向上支払

①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- 「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

資源向上支払の活動は農地維持支払交付金での実施が可能です。

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

- ①施設の軽微な補修
認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

活動項目	取組	
機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	□農用地：毎年4月 □水路：毎年4月 □農道：毎年4月 □ため池：毎年10月
年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年4月
機能診断・補修技術等の研修	協定期間内に1回以上受講する。 <input checked="" type="checkbox"/> 活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 <input checked="" type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿化のための補修、更新等に関する研修 <input checked="" type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	平成30年度、平成32年度
実践活動	畠畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。	機能診断結果に基づき実施時期を決定
	水路	
	農道	
	ため池	

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目

各活動項目につき1テーマ以上選択します。

- ②農村環境保全活動

活動項目	取組	実施時期
計画策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全 <input type="checkbox"/> 水質保全 <input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進、地下水水かん養 <input type="checkbox"/> 資源循環	毎年4月
啓発・普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。 <input checked="" type="checkbox"/> 広報活動(パンフレット等の作成・頒布・看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等) <input checked="" type="checkbox"/> 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携	毎年8月
実践活動	生態系保全の活動は必須とする。(ただし、多面的機能の増進を図る活動において、農村環境保全活動の幅広い展開の活動を実施する場合はこの限りではない。) その他、選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上実施する。	
生態系保全	<input checked="" type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握 <input checked="" type="checkbox"/> H30年 □ H31年 □ H32年 <input checked="" type="checkbox"/> H33年 □ H34年 <input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適性管理 <input type="checkbox"/> 外来種の駆除 <input type="checkbox"/> 希少種の監視 <input checked="" type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等	選択した年の8月
景観形成・生活環境保全		選択した年のO月
		毎年4~9月

(注1)「計画策定」及び「啓発・普及」については、1つ以上の項目をチェックする。

(注2)生態系保全については、「取組」欄のckeckbox「□」の該当項目をチェックし、取組年

(注3)「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて複数選択する。

- ③多面的機能の増進を図る活動

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、資源向上支払(共同)の単価は基本単価の5/6になります。

活動項目	取組	実施時期
広報活動(活動内容についてインターネットを利用して紹介を行う)	<input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用 <input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工 <input checked="" type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開 <input checked="" type="checkbox"/> 農村環境保全活動を1テーマ追加(景観形成のための施設への植栽等) <input type="checkbox"/> 地域環境の保全 ア生物多様性の回復 <input type="checkbox"/> 水田魚道の設置 <input type="checkbox"/> 水路魚道の設置 <input type="checkbox"/> 生息環境向上施設の設置 <input type="checkbox"/> 生物の移動経路の確保 <input type="checkbox"/> 高度な保全活動の実施 <input type="checkbox"/> 都道府県、市町村が特に認める活動	毎年10月

「農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合は、[] 内のどちらかを選択します。
具体的な取組内容を()に記載します。

・平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織又は活動期間の終了に伴い再認定を受ける活動組織は、広報活動を毎年実施する必要があります。その際、②農村環境保全活動における広報活動と活動の内容が重複しないよう区分して実施します。

・対象農用地が地域振興立法8法に該当若しくは農業地域類型区分が中間又は山間農業地域に該当する組織は、広報活動は必ずしも実施する必要はありません。(17ページ参照)

②施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

※ 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動（共同）を適切に実施することを前提とし、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- ・活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置づける。
- ・費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

都道府県知事が定める要綱基本方針
に定められた対象活動を記載します。

I-(2)「保全管理する区域内の農用地、施設」の値と整合させます。

(2)施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	水路の老朽化部分の補修	2.3 km					
<input type="checkbox"/> 補修 <input checked="" type="checkbox"/> 更新等	土水路からコンクリート水路への更新	1.8 km					
<input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 更新等	農道路肩及び法面の補修	6.6 km					

(注) 必要に応じて欄を追加する。延べ数量の単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

※平成29年度以降は経理区分を一本化する

直営施工の有無 有 無

外部発注工事の有無 有 無

実施予定年度に線を引きます。
この計画に基づき活動を実施します。

経理区分を一本化する場合(46ページを参照)は、欄外にその旨を記載します。

直営施工の有無をチェックしてください。

※直営施工とは、広域活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。

③地域資源保全プランの策定／組織の広域化・体制強化

「地域資源保全プランの策定」は、広域活動組織が対象区域内にある水路等の農業用施設の劣化状況の診断、サポート体制の検討、水利用計画の検討などを行い、施設の機能保全対策等の実施計画を策定することを支援するものです。

組織の広域化・体制強化は、広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人（NPO法人）化を支援するものです。

これらの支援を受けようとする場合には、その実施予定年度を記載します。

(3)地域資源保全プランの策定 / 組織の広域化・体制強化

	地域資源保全プランの策定	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	平成 33 年度	平成 年度	平成 33 年度

支援を受けた年度までに策定又は設立できない場合は、全額返還となります。

6. 事業計画(案)の作成

広域活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするために、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです（多面的機能支払交付金実施要領様式第6-5号）。

なお、本事業計画(案)の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第6-6号の認定申請書を作成し、これに添付します。

様式第6-5号

このページは事業計画(案)の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

多面的機能発揮促進事業に関する計画(案)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇広域協定印

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためにには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

活動内容を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進の種類及び実施区域

①種類(実施するものに〇印を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)

<input type="radio"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金)
<input type="radio"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金)
	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)
	4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

して
活動
内容
に合
わせて
記載

(2) 実施区域

別添の〇〇地域資源保全会の多面的機能支払交付金に係る活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別紙)認定対象区域図面」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 保全管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)認定対象区域図面」のとおり。

(3)活動の内容

イ イの活動

活動計画書「III. 活動の計画」の「1. 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「III. 活動の計画」の「2. 資源向上支払」に記載のとおり。

活動内容に合わせて
記載してください。3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払交付金実施要領「別記5-1広域協定書」の「(別紙)広域協定参加同意書」に記載のとおり。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。

中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

(様式第6-6号)

本様式に上記様式(様式第6-5号)を添付し提出して下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長 殿

農業者団体等の名称

代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 別添資料（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書）

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

多面的機能支払交付金にのみ
取り組む場合の記載例です。

3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

7. 広域協定運営委員会の開催

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を広域協定運営委員会にて決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

【参加者の取りまとめ】

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。

(参加同意書は、12~14ページ)

【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。協定対象区域図面を作成します。

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

(協定対象農用地及び施設は、11ページ)

(協定対象区域図面は、10ページ)

【広域協定の締結】

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

【広域協定運営委員会の設立】

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

【広域協定運営委員会の開催について】

広域協定運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、次に掲げる場合に開催します。

- ・委員数の3分の1以上の要求があったとき
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- ・その他会長が必要と認めたとき

いずれも委員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

運営委員会開催から議決までの流れ

1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。

2) 委員会の招集を行います。招集にあたっては、開催の7日前までに、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に配布します。

3) 委員会は、委員の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。

議事は、出席した委員の過半数で決します。議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決にあたっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2) 役員の解任
- 3) 協定参加団体の除名
- 4) 協定の変更又は廃止

4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会後速やかに、委員会により議決した事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落等の構成員全員に配布又は周知します。

委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行われます。地域の事情に応じて委員会の議決方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員等で話し合って適切に定めて下さい。
- ・委員会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になるので、適切な記録・保管を行って下さい。

II 広域協定の締結

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の取組が円滑に実施されるよう、関係者間で広域協定を締結し、市町村長の認定を受けます。

広域活動組織は、地域共同で農用地、水路等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で広域協定を締結し、認定農用地が存する市町村長の認定を受けます。

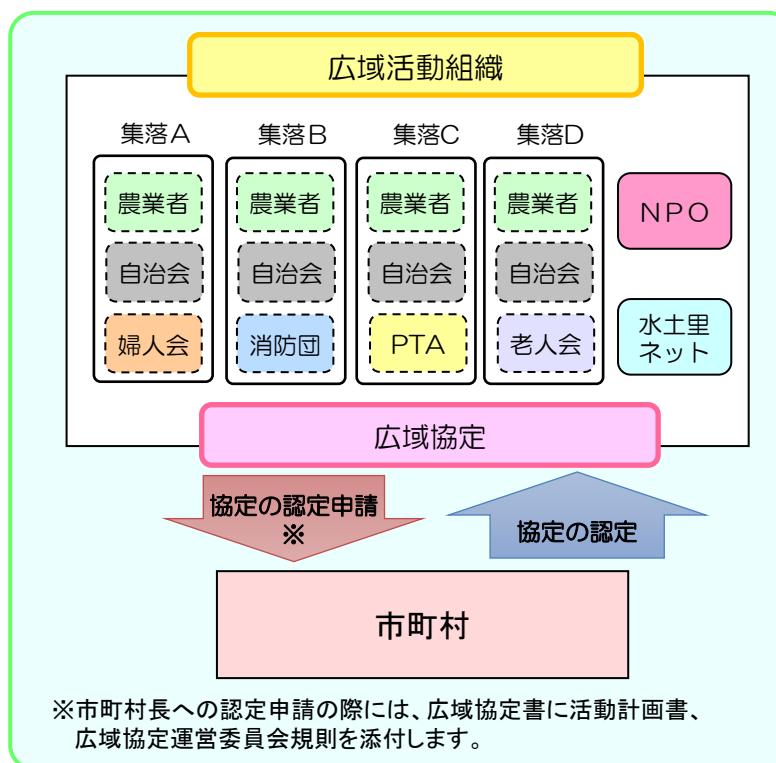
広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例（6ページ）を参考に作成して下さい。

- ・協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関するここと
- ・協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関するここと
- ・運営委員会に関するここと
- ・工事の施工の条件に関するここと

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認下さい。

- ・施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・市町村が管理する施設の工事内容の報告等に関するここと
- ・その他市町村が必要に応じて規定する事項（施設の譲渡手続き等）

広域活動組織の構成イメージと市町村の認定手続き



III 事業計画の認定

広域活動組織の代表者は、多面的機能支払交付金の活動に取り組む場合は、事業計画（案）を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金に係る活動を実施しようとする場合には、事業計画（案）に活動計画書、広域協定書及び広域協定運営委員会規則等の関係書類を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知（認定通知書）が送付されます。

事業計画（案）に添付する書類は以下のとおりです。

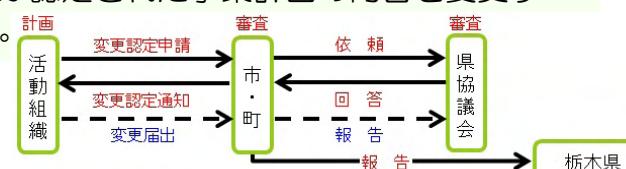
その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。

事業計画の様式は32ページへ
提出資料は市町村にお問い合わせ下さい。

	添付書類	提出時期
農地維持支払	・活動計画書 様式は20ページへ	活動を開始しようとする年度の6月30日まで
資源向上支払（共同活動）	・広域協定運営委員会規則 様式は15ページへ	(特別な事情がある場合、市町村長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで)
資源向上支払（長寿命化）	・広域協定書 様式は6ページへ	
資源向上支払（地域資源保全プランの策定）	・地域資源保全プラン	
資源向上支払（組織の広域化・体制強化）	【広域活動組織の設立】 ・広域協定の認定書 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書	交付申請時又は実施状況報告時 (市町村が定めた期日)

また、既に活動を実施している広域活動組織が認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

認定された事業計画の変更手続きについて



栃木県

認定された活動計画書、広域協定書及び運営委員会規約等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

①認定された事業計画の変更の申請

- ・保全管理する対象農用地面積の変更
- ・保全管理する対象施設の変更
- ・対象組織の変更
- ・活動の追加、中止又は廃止
- ・活動期間の延長

②認定された事業計画の変更の届出

- ・左記以外の変更
(例)
 - ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
 - ・遊休農地を一部解消した場合
 - ・保全管理する対象施設の延長又は路線の増減 等

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規約等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規約等

工事に関する確認書

土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

(様式第1-12号)

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の4の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並び施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与える、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

土地改良区との協議内容に応じて不要な記述は削除して下さい。

（その他）

- 第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇

代 表 〇〇〇〇 印

〇〇土地改良区

住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇

理事長 〇〇〇〇 印

IV 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

(1) 交付金の交付申請

① 交付申請書の提出

広域活動組織は、毎年度市町村が定める日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。

② 交付決定の通知

市町村が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町村長から交付金の交付決定通知が広域活動組織に送付されます。

交付申請時の注意点

1. 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かれる箇所）を添付して下さい。
2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
3. 組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出して下さい。（提出は、事業計画の認定申請時や実施状況報告時でも可。）

交付金の交付ルート



(2) 概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払を受けようとするときは、市町村長に概算払を請求します。

① 概算払請求書の提出

交付決定の後、概算払請求書を市町村長に提出します。

② 概算払決定の通知

市町村は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により広域活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

多面的機能支払交付金の活動にのみ取り組む場合

概算払の請求時には、「交付」を「概算払」、
「申請」を「請求」に置き換えてください。

申請(請求)年月日	
平成 年度 第 回	

多面的機能支払交付金交付申請書(概算払請求書)

市町村長 殿

組織名
代表者名

印

多面的機能支払交付金の交付(概算払)を受けたいので、下記のとおり申請(請求)します。

交付申請 (概算払請求) 額	項目	多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)	1. 農地維持支払交付金 及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のため の活動を除く)	2. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のため の活動)
	認定額 (年度交付額) ①	円	円	※円
	既交付額 ②		円	円
	今回申請(請求)額 ③	今回申請額の記入に当たって は、市町村と相談して下さい。		円
	認定額(年度交付額) との差額 ④=①-②-③	円	円	円

※ 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

- 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)
※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。

農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(長寿命化以外) 資源向上支払交付金(長寿命化)

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

交付金振込口	金融機関(ゆうちょ銀行以外)	
	金融機関名	
		農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知		口座番号(7ヶタに満たない場合は、右づめで記入)

《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》

フリガナ	――――――――――――――――――――――									
口座名義										
住所	(〒			都 府 道 県		市 町 村				
	―	―)						―	―

口座名義人宛に振込通知書を郵送するため、確実に郵便物が届く住所を記入して下さい。

(注1)交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。

振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。

(注2)組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出。

「組織のノルマ化・体制強化」による又敗北を以てする場合には、広域協定の認定書の争いは既記事地帯資源保全プランの策定に係る支援を受ける提唱会は、地域資源保全プランの官に提出される。

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の活動と併せて取り組む場合

申請年月日	平成 年 月 日
平成 年度 第 回	

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金 交付申請書
平成〇〇年度 中山間地域等直接支払交付金 交付申請書
平成〇〇年度 環境保全型農業直接支払交付金 交付申請書

例

〇〇市町村長 殿

組織名 ○○○○
代表者名 ○○○○

印

平成〇年度において、下記のとおり交付を受けたいので、申請します。

記

市町村から都道府県に提出する様式について
も、本様式を参考に作成することができます。

1. 多面的機能支払交付金交付申請

項目	多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)	1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)	2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
認定額 (年度交付額) ①	円	円	※ 円
既交付額 ②	円	円	円
今回申請額 ③	円	円	円
認定額 (年度交付額)との差額 ④=①-②-③	円	円	円

※ 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

添付書類

- ①組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写し
②地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写し

2. 中山間地域等直接支払交付金交付申請

項目	計
既交付申請額	円
今回交付申請額	円
合計	円

添付書類

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定(変更認定)書の写し

3. 環境保全型農業直接支払交付金交付申請

対象取組	交付単価	取組面積		交付申請額	
		1取組目	2取組目	1取組目	2取組目
カバークロップの取組	円/10a	a	a	円	円
堆肥の施用の取組	円/10a	a	a	円	円
有機農業の取組	円/10a	a	a	円	円
(地域特認取組名)	円/10a	a	a	円	円
(地域特認取組名)	円/10a	a	a	円	円
合計		a	a	円	円

(注1)「カバークロップの取組」は「5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組」、「堆肥の施用の取組」は「5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組」を示す。

(注2) 面積は、対象取組別に構成員の実施面積を合計して、a未満を切り捨てた値を記載すること。

(注3) 交付単価は、対象取組の交付単価(円/10a)を記入すること。

(注4) 必要に応じて行を追加すること。

交付申請額合計(1取組目+2取組目)

円

添付書類

構成員別取組面積一覧(別紙)

中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の活動と併せて取り組む場合

口座情報

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

- | | | |
|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)
※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。 | <input type="checkbox"/> 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(長寿命化以外) | <input type="checkbox"/> 資源向上支払交付金(長寿命化) |
| <input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金 | <input type="checkbox"/> 環境保全型農業直接支払交付金 | |

口座名義欄	フリガナ					
	口座名義					
	住所	(〒	—)	都道府県	市区町村
電話	—	—	FA	口座名義人宛に振込通知書を郵送するため、確実に郵便物が届く住所を記入して下さい。		

交付金の振込口座 注1	金融機関(ゆうちょ銀行以外)						
	金融機関名			支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金						
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)			口座番号(7ヶタに満たない場合は、右づめで記入)			
	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 別段	<input type="checkbox"/> 通知			
	ゆうちょ銀行						
記号(6ヶタ目がある場合は※部分に記入)			番号(右づめで記入)				
1	0	※	1	1	1		

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付
振込先が複数ある場合は、口座名義様式・振込口座を振込先分コピーして記載し、提出

V 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1. 活動記録

(1) 活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

(2) 活動記録の作成に当たって（様式第1－6号の記載方法）

○ 活動区分欄の記載方法

選択項目から当てはまるものを選んでチェックして下さい。活動項目別の作業の例は下表に示すとあります。

活動項目	作業の例	該当する主な活動		
		農地 維持 活動	資源向上活動	共同 長寿命化
調査・計画	活動予定箇所の点検、機能診断及びこれらを踏まえた年度活動計画の策定、農業者・地域住民への意向調査など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
実践活動	施設等の基礎的保全活動や軽微な補修、農村環境保全活動など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
啓発・普及	広報活動、啓発活動、地域住民との交流活動など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
設置等	資源向上活動（長寿命化）に際して行う現場作業、外部発注する際の施工状況等の確認など	-	-	<input type="checkbox"/>
事務処理等	日当の支払事務、活動記録や金銭出納簿の整理、総会準備など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
研修・会議	総会、研修、会議など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発注事務	資機材の手配、外部発注に係る見積徴収や契約書作成に係る事務など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特例措置を適用した活動	活動要件の特例により行った施設の応急措置又は補修・更新など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○ 施設又はテーマ欄の記載方法

活動の対象とした施設（水路・農道等）を記載します。

〔農地維持活動、資源向上活動（共同）の施設の軽微な補修、資源向上活動（長寿命化）などの場合〕

活動の対象としたテーマ（生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全等）を記載します。

〔資源向上支払交付金（共同）の農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動の場合〕

金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置付けた活動を行った場合には、それらの全てを活動記録に記載して下さい。

多面的機能支払交付金 活動記録

組織名：〇〇広域協定

実施月日	活動実施日時	実施時間	総参加人数	農業者 达業者以外	活動区分		活動内容	施設又は テマ	具体的な活動内容 <（）書きは長寿命化の場合> 活動項目(参考活動)	備考
					農地維持	資源向上(長寿命化)・体制強化				
4月10日	12時00分～14時00分	2時00分	50人	40人	10人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	水路
4月12日	13時00分～15時30分	2時30分	60人	40人	10人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	農道
4月14日	13時00分～15時30分	2時30分	20人	10人	10人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	農道
5月14日	14時00分～16時30分	2時30分	20人	10人	10人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	農道
5月15日	10時00分～12時00分	2時00分	10人	10人	0人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	水路
6月25日	13時00分～17時00分	1時00分	30人	25人	5人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	農道
6月28日	13時00分～15時30分	2時30分	30人	10人	20人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	水路
7月15日	9時00分～12時30分	3時30分	5人	5人	0人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	水路

活動の実施時間を概ね30分単位で記入します。
該当する項目を全て選択して下さい。

「活動区分」及び「施設書を参考に、前ページについて、活動計画書に従い選択して下さい。
活動の取りまとめ等の事務処理や打ち合わせについても記載して下さい。

資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外で区分して経理を行い、かつ、資源向上支払交付金(共同)の活動として資源向上活動(長寿命化)を行う場合の記載例

実施月日	活動実施日時	実施時間	実施時間	総参加人数	農業者 达業者以外	活動区分		活動内容	施設又は テマ	具体的な活動内容 <（）書きは長寿命化の場合> 活動項目(参考活動)	備考
						農地維持	資源向上(長寿命化)・体制強化				
5月14日	13時00分～15時30分	2時30分	30人	10人	20人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	農道	農地維持(共同) 資源保全プラン
6月25日	13時00分～15時30分	2時30分	30人	10人	20人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	水路	農地維持(共同) 資源保全プラン
7月30日	13時00分～15時30分	2時30分	30人	10人	20人	□ 資源向上(長寿命化)・体制強化 □ 特別措置適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 委託等	水路	農地維持(共同) 資源保全プラン

「具体的な活動内容」については、活動計画書の区分に従って記載して下さい。
活動の取りまとめ等の事務処理や打ち合わせについても記載して下さい。

- 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)の活動として「長寿命化」欄には支出元となつた交付金を選択し、備考欄にはその活動が「長寿命化に係る活動」である旨記載します。
- 支出を伴わない農地維持活動又は資源向上活動(共同)について、備考欄に「交付金から支払された費用として捻出されたのかを明らかにします。等によりどの活動の費用が圧縮されて資源向上活動(長寿命化)の費用として捻出されたのかを明らかにします。

施設又はテーマ及び具体的な活動内容欄記入例

(1) 農地維持支払交付金

備考	具体的な活動内容 < ()書きは長寿命化の場合 >	施設又はテーマ 活動項目(対象活動)	取組(取組内容)
		農用地 水路 農道	点検 遡休農地の発生状況の把握 施設の点検
-	年度計画の策定		
-	事務・組織運営等の研修		活動組織説明会
農用地	遡休農地発生防止のための 保全管理		遡休農地発生防止のための 保全管理
農用地	農用地法面の草刈り		農用地法面の草刈り
水路	水路の泥上げ		水路の泥上げ
水路	施設の適正管理	ゲート類等の保守管理	再塗装
農道	施設の適正管理	路面の維持	砂利の補充
農用地 水路 農道	異常気象時の対応	異常気象後の見回り	
生態系に配慮した取組	機械除草部分の拡大	機械除草部分の拡大	
-	地域資源の適切な保全管理の ための推進活動	農業者による検討会	
-		役員会	

(2) 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

備考	具体的な活動内容 < ()書きは長寿命化の場合 >	施設又はテーマ 活動項目(対象活動)	取組(取組内容)
		農用地 水路 農道	機能診断 施設の機能診断 結果の記録
		農用地	畦畔・農用地法面等の補修等 農用地法面の初期補修
		水路	水路の補修等 付帯施設の補修等 破壊施設の補修
		農道	農道の補修等 きめ細やかな雑草対策 抑草ネットの設置
			啓発・普及 広報活動・啓発活動 看板の設置
			生態系保全 生態系保全 生態系保全 生態系保全
			生物の生息状況の把握 外来種の駆除 ブラックバスの 駆除
		水質保全	水質保全 水質保全
			景観形成・生活環境保全 景観形成・生活環境保全 マリーゴールド の植栽

2. 金銭出納簿

(1) 金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

(2) 金銭出納簿の作成に当たって(様式第1－7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

※ 金銭出納簿及び活動記録の様式については、市町村長が地方農政局長等と協議し同意が得られた様式についても使用可能です。

経理区分の一本化について

- 金銭出納簿の経理区分について、資源向上支払交付金（長寿命化）とそれ以外とで区分して整理する必要がありましたが、平成29年度以降はこれを一本化することが可能となりました。
- 経理区分を一本化する場合は48ページの様式を、一本化しない場合は49ページの様式を使用してください。
- 経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。

支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する支出費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

支出に当たっての留意点

○ 日当

- ・ 日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定して下さい。決定した単価は、総会の場などをを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。

○ 購入・リース費

- ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

○ 外注費

- ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

○ その他

- ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに経理を行う場合

1-7号)(経理区分を1本化する場合)

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金金銭出納簿

組織名:

〇〇地域環境保全会

日付	分類	内容	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	活動区分	領収書番号	活動実施日	備考
3月1日		前年度未収金	8,900		8,900	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)		-	-
4月6日		構成員立替分(収入)	200,000		208,900	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)		-	-
5月20日	4その他	森林購入(30×50本)		5,400	203,500	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	4-1	5月22日	
6月10日	2購入・リース費	マリーゴールド(250本)		20,000	183,500	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	2-1	6月15日	
6月30日		交付金の受け取り	115,000	1,333,500	1,333,500	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	-	-	-
6月30日		構成員立替分(返還)	▲ 200,000	1,133,500	1,133,500	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	5-2	-	-
保険料や過払いの戻り									
・前年度のもの→収入									
・当該年度内のもの→支出の一括処理									
1.立替金戻り(平成〇〇年度分)									
支払額	支払額	料金(10万)	49,000	48,000	2,300	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	2-4	10月18日	
立替金戻り返還金(10万)			▲ 49,000	1,013,000	1,013,000	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	-	-	-
2.外注費									
○号錠等(2区)工事委託費									
返還額の支払		返還額の支払	49,000	947,390	947,390	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	2-4	-	-
3.返還額、次年度持越額									
返還額の支払		返還額の支払	40,000	297,390	297,390	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	3-2	11月15日	
日当(④×1,000円×2時間×25人)		日当(④×1,000円×2時間×25人)	50,000	247,390	247,390	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	1-15	12月10日	
利息		利息	100	100	100	○ 資源向上(長寿命化) ○ 特別措置金(ラン)	-	-	-
購入した資材や日当等の内訳									
7月7日		合計		4,826,234	4,709,734	116,500			
支出目別金額									
項目	項目	金額				金額			
1 当	1 日当	40,000				1,777,234			
2 駐ヘリース費	2 駐ヘリース費	116,500				1,326,800			
3 ダナız	3 ダナız	156,500				980,000			
4 その他	4 その他	合計				585,000			
						4,669,734			
資源向上支払交付金(長寿命化)の残額は、次年度以降に持越しをするものに限り、持越すことができます。									
※領収書には、通常署名を記入し上で必ず保管しておいてください。 なお、特別措置を適用した活動として下記の点がござります。 返還額、次年度持越額									
※領収書には必ず保管しておいて下さい。 ※領収書はレシートでも構いません。(日付、店名が記載されていない場合は記載して下さい。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管してください。)									
※領収書は品名、規格、購入数量等も記載してもらうようにして下さい。									

(様式第 資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外で区分して経理を行う場合

領収書と同じ日付(実際に支払を行った日付)を記載します。

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金金銭出納簿

購入した資材や日当等の内訳を具体的に記載します。

日付	分類	内 容	1. 農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)			2. 資源向上支払(施設の長寿命化)			領収書 番号	活動 実施日	備考
			収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)			
4月11日		前年度持越し	8,900		8,900						-
4月6日		構成員立替分(収入)		200,000			208,900			5-1	-
5月20日	4 その他	お茶購入(④108×50本)			5,400		203,500			4-1	5月22日
6月10日	2 購入・リース費 マリーゴーレット(250枚)			20,000		183,500			2-1	6月15日	
6月30日		交付金の受け取り	1,150,000		1,333,500					5-2	-
6月30日		構成員立替(返済)		▲200,000	1,133,500						
10月8日		保険金戻り(平成〇〇年度分)		▲1,500	2,300						
	支費	砂利購入費(10m ³)	48,000	48,000	2,300				2-4	10月15日	
		交付金の受け取り	▲150,000		1,152,300						
		立替え払い返金(11/6)	▲48,000		1,144,300				2-4		
		返還額の自己微収	40,000		1,104,300						
		返還額の支払			50,000				1-15	12月10日	
12月18日		日当(④100円×2時間×25人)	100		1,054,400						
		利息			2,361,000	2,286,004	74,996				
		合 计									

年越額
返還額
次年度持越し
合計

1. 農地維持支払及び資源向上支払
(施設の長寿命化を除く)
2. 資源向上支払(施設の長寿命化)

40,000
74,996
114,996

80,000
450,300

※年号を記入した上で、必ず「例:イニシエイティカル」(赤字)の書体の方法は袋等による保管でお願いません。
整合性を確認。

残高がない又は少ない場合、残高がマイナス表示にならないよう、収入・支出に同額を記録します。
※残高が十分にある場合は立替払いをした際でも支出のみに金額を記載。

※領収書は必ず保管して下さい。
※領収書はレシートでも構いません。
(日付、店名が記載されていない場合は記載して下さい。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管して下さい。)
※領収書は品名、規格、購入数量等も記載してもらうようにして下さい。

項目	金額 (円)
1 日当	936,500
2 購入・リース費	700,000
3 その他	220,004
4 その他 合 計	385,600
	2,246,004

※残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越しすることができます。
持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従つてください。
次年度以降使用する見込みのないものは、市町村に返還してください。

農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)の活動として資源向上活動(長寿命化)を行う場合の記載例

日付	分類	内 容	1. 農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)			2. 資源向上支払(施設の長寿命化)			領収書 番号	活動 実施日	備考
			収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)			
7月30日	2 購入・リース費	日地モルタル購入費				80,000	450,300			20	7月30日 長寿命化による支出

- ・ 資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外で区分して経理を行う場合、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)の活動として行う施設の長寿命化のための活動に係る支出については、「1 農地維持支払及び資源向上支払(施設の長寿命化を除く)」欄に支出を記載し、備考には「長寿命化の活動の活動に係る支出」である旨を記載します。

3. 財産管理台帳

(1)財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町村を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、広域活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2)財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具についても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。

財産の処分制限期間について

広域活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、市町村にご確認下さい。

○財産の処分制限期間の例

施設	構造	処分制限期間
水路	コンクリート造のもの	17年、30年又は40年
農道	コンクリート舗装	15年
	アスファルト舗装	10年
水路 ため池	ゲート、ポンプ、バルブ	7年又は17年
	防護柵(金属造のもの)	10年

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。

(土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請を行う必要はありません。)

（様式第1-11号）

帳台管理管產財

工事費を記入して下さい。
(調査費や事務費を除く。)

注1：处分制限年月欄には、期終の日付を記入する。

注2：処分の内容欄には、譲渡、文換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入すること。

この書式により難い場合には、処分割離欄及び処分の状況欄を含む他の書式を複数年につきて施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

「名稱注記」等、對象を有する複数の名稱を記入する。

VI 活動の報告

広域活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告します。

広域活動組織

(1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→54ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」についても集落毎に取りまとめて下さい。

→58ページを参照(別記1-5様式第1号)

(2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- ・活動記録 →44ページを参照(様式第1-6号)
- ・金銭出納簿 →48,49ページを参照(様式第1-7号)
- ・その他必要な書類(運営委員会議事録、点検記録簿、研修資料等)
→提出資料は、市町村にお問い合わせ下さい。

市町村

(3) 実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

広域活動組織

(4) 次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、広域活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む広域活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。
(自己評価の詳細については市町村にお問い合わせ下さい。)

実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と
市町村が行う実施状況の確認の区分

	提出書類		実施状況の確認内容	
	金銭出納簿	活動記録	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	○	○	○	○
資源向上支払交付金(共同)	○	○	○	必要に応じて 実施
資源向上支払交付金(長寿 命化)				活動期間中に 1回以上実施

※ 上記書類以外には、点検記録簿や運営委員会資料・議事録及び参加集落等の合意形成の場の議事録、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出勤簿(出席表)等について、作成・保管が必要です。

※ 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)の交付を受け、交付申請時に広域協定の認定書(広域活動組織の設立)又は登記事項証明書(組織のNPO法人化)を提出していない広域活動組織は、実施状況報告時にこれらを提出する必要があります。

写真整理帳の作成・提出は、事務の軽減等を図ることから不要としています。

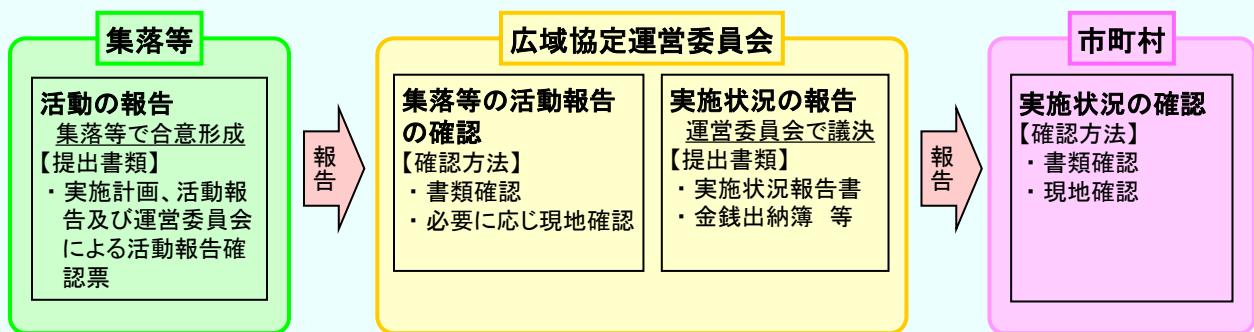
ただし、自らの活動の変遷を知ることや、地域住民内外にPRするための材料となりますので、

写真を撮っていただき年度や活動毎にデータ整理しておくことをおすすめします。

複数の集落又は活動組織から構成される
広域活動組織における活動の報告

複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）から構成される広域活動組織においては、組織を構成する各集落等が、広域協定運営委員会に対し、各集落等における合意を得て、「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」（多面的機能支払交付金実施要領別記1－5様式第1号）に活動記録を添付して提出することにより、当該年度の活動の内容を報告します。

広域協定運営委員会は、参加集落等の活動報告を確認し、運営委員会における議決を得て、実施状況報告書を市町村に提出します。



活動計画書、活動記録、金銭出納簿との相互間の整合性を図りましょう。

(様式第1-8号)

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

〇〇〇〇市町村長 殿

名 称	〇〇広域協定
代表者印名	〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告し **金銭出納簿に基づき、当該年度の交付金の収入、支出実績を記載します。**

<平成〇〇年度 収支実績 (平成〇〇年〇月〇日現在)>

1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く) [※1]

収入の部	項目	金額	備考
	1. 前年度からの持越額	148,900 円	
	2. 交付金(国費+地方費)	11,362,200 円	
	3. 利子等	40,400 円	利子400円 返還額の自己微収分40,000円
	合 計	11,551,500 円	

支出の部	項目	金額	備考
	1. 支出総額	11,210,500 円	
	2. 返還	40,000 円	
	3. 次年度への持越額	301,000 円	次年度4月の用水路泥上げ活動に要する経費に充当
	合 計	11,551,500 円	

(注)支出の部「3. 次年度への持越額」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) [※1]

収入の部	項目	金額	備考
	1. 前年度からの持越額	0 円	
	2. 交付金(国費+地方費)	10,193,280 円	
	3. 利子等	200 円	
	合 計	10,193,480 円	

支出の部	項目	金額	備考
	1. 支出総額	9,212,980 円	
	2. 返還	0 円	
	3. 次年度への持越額	980,500 円	次年度5月の排水路の補修に要する経費に充当
	合 計	10,193,480 円	

(注)支出の部「3. 次年度への持越額」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

3. 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) [※2]

収入の部	項目	金額	備考
	1. 前年度からの持越額	148,900 円	
	2. 交付金(国費+地方費)	21,555,480 円	
	3. 利子等	40,600 円	
	合 計	21,744,980 円	

支出の部	項目	金額	備考
	1. 支出総額	20,423,480 円	
	日当	9,093,480 円	
	購入・リース費	4,607,600 円	
	外注費	5,180,000 円	
	その他	1,542,400 円	
	2. 返還	40,000 円	
	3. 次年度への持越額	1,281,500 円	次年度4月の用水路泥上げ活動、次年度5月の排水路の補修に要する経費に充当
	合 計	21,744,980 円	

(※1)金銭出納簿を様式第1-7号(経理区分を1本化する場合)で作成する場合は、記入の必要はない。

(※2)金銭出納簿を資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の経理を区分して様式第1-7号で作成する場合は、記入の必要はない。

「支出の部の3. 次年度への持越額」が毎年度交付金の3割を超える場合及び200万円を超える場合は、別途理由書を添付します。

1. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

活動計画書に位置付けた項目にチェックを入れます。

<該当する活動にチェック>

- | | | | |
|--|--|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 農地維持支払 | <input checked="" type="checkbox"/> 資源向上支払 | <input checked="" type="checkbox"/> 地域資源の質的向上を図る共同活動 | [<input checked="" type="checkbox"/> 多面的機能の増進を図る活動] |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 施設の長寿命化のための活動 | |
| | | <input type="checkbox"/> 地域資源保全プランの策定 | <input type="checkbox"/> 組織の広域化・体制強化 |

(1) 農地維持支払交付金

活動項目		計画	実施	備考	
点検	農用地	○	○		
	施設(水路・農道・ため池)	○	○		
年度活動計画の策定		○	○		
事務・組織運営の研修		○	●	平成〇年度に実施予定	
農	①遊休農地発生防止のための保全管理	○	○	研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。 未実施(●)の場合、備考欄に実施済または実施予定の旨を記載します。	
				遊休農用地解消面積	30 a
保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「●」を記入し、備考欄に理由を記載します。					
①遊休農地発生防止のための保全管理		○	●	点検の結果遊休農地化のおそれのある農地が無かつたため未実施 遊休農用地解消面積	a
地域資源の基礎的な保全活動	実践活動	(3)施設の適正管理	○	○	
		(4)異常気象時の対応	○	●	異常気象が発生しなかったため未実施
	農道	①路肩、法面の草刈り	○	○	
		②側溝の泥上げ	○	○	
		③施設の適正管理	○	●	点検の結果、要補修箇所が確認されなかったため未実施
		④異常気象時の対応	○	●	異常気象が発生しなかったため未実施
		①ため池の草刈り	-	-	
備考欄に活動計画の実施年度を記載 農地維持支払交付金のみを実施する組織は必須。 (各年1つ以上実施)				「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組 となった理由又は実施しなかった理由を記載します。	
	虚生 し態 た系 取に 組配	①機械除草部分の拡大	○	○	H29 H30 H31 H32 H33
		②土水路の維持・管理	○	●	H30 H32
		③水路内の隠れ場確保	-	-	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		○	○	10/25 農地集積に係る打ち合わせを開催	

(注1) 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

(注2) 「計画」欄: 活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。
計画外の活動項目には「-」を記入する。

(注3) 「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。
要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。
研修及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行った場合、その日付を記入する。
対象外の活動項目には「-」を記入する。

(注4) 「備考欄」: 「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった場合は

研修や地域資源の適切な保全管理のための推進活動等を行った場合、実施日と具体的な実施内容を記載します。

「実施」欄

- 対象外の活動項目には「-」を記載します。
- 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記載します。
- 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記載します。

「計画」欄

- 活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。計画外の活動項目には「-」を記載します。

(2)資源向上支払交付金

※資源向上支払交付金の交付を受けずに活動を実施する場合も記入する。

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

活動項目		計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	農用地 施設(水路・農道・ため池)	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	
		年度活動計画の策定	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	
	農用地	①畦畔・農用地法面等の補修等 ②施設の補修等	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	
		①水路の補修等 ②付帯施設の補修等	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	
	農道	①農道の補修等 ②付帯施設の補修等	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	
		①堤体の補修等 ②付帯施設の補修等	- -	点検の結果、破損箇所等が確認されなかったため未実施
		機能診断・補修技術等の研修	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	2/1 機能診断及び補修に関する研修
	計画策定	生態系保全 水質保全 景観形成・生活環境保全 水田貯留機能増進・地下水かん養 資源循環	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	
		啓発・普及	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	
		生態系保全 ①生物の生息状況の把握 ②生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 ③水田を活用した生息環境の提供 ④生物の生活史を考慮した適性管理 ⑤放流・植栽を通じた在来生物の育成 ⑥外来種の駆除 ⑦希少種の監視	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	H29 H30 H31 H32 H33
		水質保全 景観形成・生活環境保全 水田貯留機能増進・地下水かん養 資源循環	- -	
		多面的機能の増進を図る活動	-	
※取組んだ項目を記載する。		広報活動(インターネットを利用した活動の紹介) 農村環境保全活動の幅広い展開:景観形成のための施設への植栽等	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	

(注1)資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。

(注2)「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。
計画外の活動項目には「-」を記入する。

(注3)「実施」欄:地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。
要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。
対象外の活動項目には「-」を記入する。

(注4)「備考欄」:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

「計画」欄

- 活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記載します。
- 計画外の活動項目には「-」を記載します。

「実施」欄

- 対象外の活動項目には「-」を記入する。
- 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記載します。
- 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記載します。

② 施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	実績		計画の進捗	
			暫定数量	完成数量	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)
補修	水路の老朽化部分の補修	1.0 km		0 km	0 km	0%
更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.8 km		0.2 km	0.2 km	25%
補修	農道路肩及び法面の補修	2.5 km		0.5 km	0.5 km	20%

(注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。活動区分は、「補修」若しくは「更新等」から選択する。

(注2)「暫定数量」欄:調査・設計や資材「完成数量」欄:施工が完了した分「累積完成数量」欄:活動計画に付を実施した場合、その数量を記載します。
(注3)各「数量」欄:単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

活動計画書に位置付けた数量のうち、これまでの完成数量及び進捗率(当該年度分を含む)を記載します。

いずれかをチェック

有 無

(注) 施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無をチェックする。

③ 地域資源保全プランの作成

当該年度における資源向上活動(長寿命化)に係る直営施工の実施の有無をチェックします。

策定年月日	地域資源保全プランの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	採択・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

「地域資源保全プランの策定」の交付対象は広域活動組織なので、活動組織である場合は記載の必要はありません。

④ 組織の広域化・体制強化

ア 広域活動組織の設立

設立年月日	広域協定の認定書の写しの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	採択・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

組織の広域化・体制強化の支援を受けた場合は記載して下さい。

イ 特定非営利活動法人化

法人登記年月日	特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しの提出	
	チェック	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	採択・交付申請の際に提出済み
	<input type="checkbox"/>	今回提出

(注)登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

2. 農地中間管理機構の借り受け

いずれかをチェック

有 無

当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡をした全てが対象となります。

3. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日 平成〇〇年〇月〇日

当該年度(4月1日～3月31日)中に実施した総会等の日を記載して下さい。

4. 消費税に係る課税事業者の該当の有無

課税事業者に該当

(注)前々年度の課税売上高が1,000万円を超えた場合、または、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択し、消費税に係る課税事業者となった場合にチェックを記入する。

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

(別記1-5様式第1号)

実施計画欄及び活動報告欄は、参加集落又は活動組織が記載します。的機能支払交付金に係る

活動報告の確認欄は、運営委員会が記載します。

実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(A集落)

参加集落 （活動組織）	実施計画	策定日	平成 年 月 日	策定者	A集落 農林 太郎
		【1. 農地維持支払（地域資源の基礎的保全活動）】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。（研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。）			
運営委員会	活動報告	報告日	平成 年 月 日	報告者	A集落 農林 太郎
		【1. 農地維持支払 2. 資源向上支払（施設の軽微な補修）】 活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「●」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外は「-」を記入する。			
運営委員会	活動報告の確認	確認日	平成 年 月 日	確認者	OO広域協定運営委員会 吉田 ○男
		①運営委員会は参加集落（活動組織）から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②必要に応じて現地確認を行い、現地確認を行った場合は、その旨を備考欄に記載する。 ③未実施理由の記述が適正な場合には、「○」を記入する。 ④計画に沿った活動が実施されていない場合には、活動を適正に実施するように指導する。当該年度の活動要件が未達成となる場合は、活動の実施を確認し、「○」を記入する。			

1. 農地維持支払交付金（地域資源の基礎的な保全活動）

	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認 (運営委員会記入)	備考
			実施予定期		未実施理由		
点検	農用地 施設（水路・農道・ため池）	○ ○	4月 4月	○ ○		○ ○	
	年度活動計画の策定	○	4月	○		○	
	事務・組織運営の研修	○	平成30年度、平成33 年度	●	平成31年度に実施予定	○	
地域資源の基礎的な保全活動	農用地	遊休農地発生防止 のための保全管理 【遊休農地解消面積】 畦畔・農用地法面・ 防風林等の草刈り	○ ○	7月、11月 6月、7月、8月	○ ○		○ ○
		施設の適正管理	○		○		○
		異常気象時の対応	○		●	異常気象が発生しなかったため未実施	○
		水路	水路の草刈り 水路の泥上げ	6月、7月、8月 4月	○ ○		○ ○
	農道	施設の適正管理	○		○		○
		異常気象時の対応	○		●	異常気象が発生しなかったため未実施	○
		路肩、法面の草刈り 側溝の泥上げ	○ ○	6月、7月、8月 4月	○ ○		○ ○
		施設の適正管理	○		○		○
	ため池	異常気象時の対応	○		●	異常気象が発生しなかったため未実施	○
		ため池の草刈り ため池の泥上げ	- -		-		-
		附帯施設の適正管理	-		-		-
		異常気象時の対応	-		-		-

2. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動:施設の軽微な補修)

活動項目		実施計画	活動報告		活動報告の確認 (運営委員会記入)	備考
			実施予定期	未実施理由		
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	農用地	○	4月	○	○
		施設(水路・農道・ため池)	○	4月	○	○
	年度活動計画の策定		○	4月	○	○
	実践活動	農用地	○		○	○
		畦畔・農用地法面等の補修等	○		○	○
		施設の補修等	○		○	○
		水路	○		○	○
		附帯施設の補修等	○		○	○
	農道	農道の補修等	○		○	○
		附帯施設の補修等	○		● 機能診断の結果、破損箇所等が確認されなかつたため、未実施	○
	ため池	堤体の補修等	—		—	—
		附帯施設の補修等	—		—	—
機能診断・補修技術等の研修		○	平成30年度	○		○

実施計画欄、活動報告欄は参加集落
(活動組織)が記載します。

活動報告の確認欄は運営委員会
が記載します。

VII 活動における留意事項等

(1) 点検、機能診断の取りまとめ

施設を適正に維持し、能力を発揮させるため、点検機能診断に基づき施設保全を行いましょう。また、点検機能診断の結果は記録管理しましょう。

【参考】施設ごとの主な点検・診断項目表

施 設	点 検	機能診断
農用地	<input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握	<input type="checkbox"/> 農用地法面： 浸食や水みちが見られないか <input type="checkbox"/> 畦畔： 崩れたり、低くなつてないか <input type="checkbox"/> 鳥獣害防止柵、防風ネット等の施設の破損はないか <input type="checkbox"/> 暗渠施設の出口は、詰まつていないか
開水路 (ゲート含む)	<input type="checkbox"/> 泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む)	<input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみがないか <input type="checkbox"/> 目地が劣化していないか <input type="checkbox"/> 表面に骨材露出がないか <input type="checkbox"/> 不同沈下を起こしていないか <input type="checkbox"/> 側壁背面に空洞が生じていないか <input type="checkbox"/> 施設の破損・異常等はないか <input type="checkbox"/> 藻類が水路に付着していないか
パイプライン	<input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む)	<input type="checkbox"/> 給水栓ボックス： 洗掘されて基礎部がむき出しになつてないか <input type="checkbox"/> ファームポンド等： 調整施設に損傷がないか
ため池	<input type="checkbox"/> 泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む) <input type="checkbox"/> 管理道路の状況	<input type="checkbox"/> コンクリート： 構造物の表面が傷んでいないか <input type="checkbox"/> 遮水シート： 破れてないか <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地： 張りブロックの目地が傷んでいないか <input type="checkbox"/> 貯水面： アオコの発生や水草の繁茂はないか <input type="checkbox"/> その他施設： 取水施設の破損はないか <input type="checkbox"/> 堤体法面： 水面と接する部分が侵食されていないか <input type="checkbox"/> 給水栓ボックス： 洗掘されて基礎部がむき出しになつてないか <input type="checkbox"/> ファームポンド等： 調整施設に損傷がないか
農 道	<input type="checkbox"/> 路面の凸凹状況 <input type="checkbox"/> 側溝の泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む)	<input type="checkbox"/> 路肩・法面： 崩れや亀裂、侵食はないか <input type="checkbox"/> 路面： ひび割れや穴、壅みはないか <input type="checkbox"/> 側溝本体： ひび割れや穴、壅みがないか <input type="checkbox"/> 側溝目地： ひび割れや欠け、劣化は無いか <input type="checkbox"/> 側溝裏込め： 空洞や穴は生じていないか

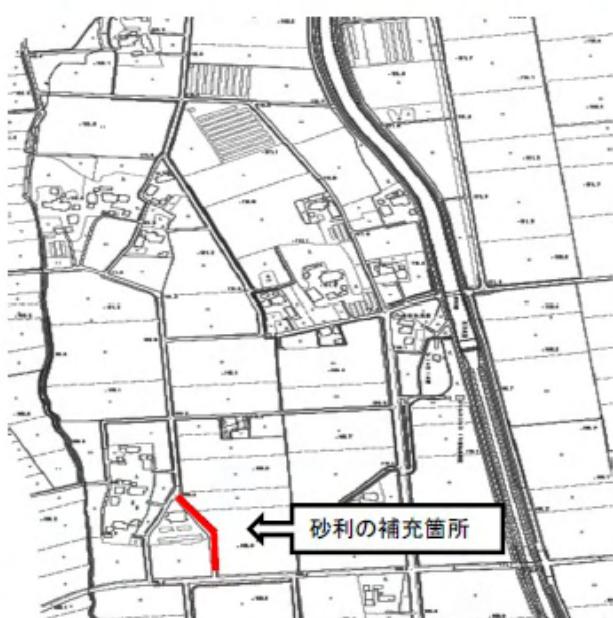
【参考様式】点検、機能診断、異常気象時の対応の際の結果取りまとめ

点検活動の記録管理

【農地維持活動】

施設区分：農道		整備年度：S42～S62			
施設名：		地区・区間等：〇〇地区内			
実施時期 (年月日)	点検結果	点検担当者	修復履歴		
			修復場所	実施時期 (年月日)	作業内容
H29.6.10	・側溝の土砂堆積なし ・砂利道の一部にくぼみがあり砂利の補充が必要。	〇〇〇 △△△ □□□	下図参照	H29.7.11	・砂利の補充

※地区内の位置や施設の点検状況の分かる写真・ポンチ図・標準断面図等を添付



(2) 金銭に係る留意事項

① 日当の支払について

- ・日当支出の基準(活動内容)や役員報酬の単価や根拠について整理し、毎年総会で諮りましょう。
- ・日当を支払う際には日当支払簿を整理し受領日、サイン又は印鑑を記載しましょう。
- ・団体の代表者等に一括で日当を支払った場合には、各個人に日当が支払われているか確認できる資料を整理しましょう。

【参考様式】活動出面表

平成29年度 ○○環境保全会 活動出面表

番号	氏名	活動月日	7月1日	7月10日		7月25日		計
		活動時間	9:00～12:00	10:00～12:00		13:00～16:00		
		活動内容	農用地法面の草刈り		水路の泥上げ		水路の草刈り	
		出欠・日当	出欠	日当	出欠	日当	出欠	日当
1	○○ ○○	○	3,000 円		円	○	3,000 円	6,000 円
2	△△ △△		円	○	2,000 円	○	3,000 円	5,000 円
3	○○団体		円		円	5人	15,000 円	15,000 円
4	×× ××		円		円		円	
5	□□ □□		円		円		円	
・	・		・		・		・	
・	・		・		・		・	
・	・		・		・		・	
・	・		・		・		・	
・	・		・		・		・	
計		20 人	60,000 円	13 人	26,000 円	15 人	45,000 円	131,000 円

【参考様式】活動受領書

平成29年度 ○○環境保全会 活動受領書 (個人用)

手書きにて記入します。

番号	氏名	活動月日	活動時間	活動内容	日当支払額	日当受領月日	受領印 又はサイン
1	○○ ○○	5月1日	8:00 ~ 12:00	水路の泥上げ	4,000 円	6月15日	○○
2	○○ ○○	8月3日	9:00 ~ 12:00	農地法面の草刈り	3,000 円	10月20日	○○
3	○○ ○○	9月12日	13:00 ~ 15:00	農地法面の草刈り	2,000 円	10月20日	○○
・			~		円		
・			~		円		
				計	円		

② 領収書・レシートの整理方法例

領収書として必要なのは「領収した」という文言、「目的となる金額」、「領収した日」、「領収した人の住所・氏名または社名」がはっきりと明記された文書です。

1) 領収書

立替え払いの場合は記載

領収書番号 No.1

立替え払い金額 ¥1,296円

印鑑又はサイン

受領日8月11日 氏名 栃木 太郎

栃木

活動組織名は記入されていますか？

金銭出納簿の日付欄

領 収 書

平成 29 年 4 月 25 日

〇〇環境保全会 様

¥1,296 円也 うち消費税¥96 円

(ただし、飲み物代として、正に領収致しました)。

株式会社 水土里商店 宇都宮市平出町 000 番地
TEL 028-660-****



購入品名が記入されていますか？

購入内訳：ジュース500ml × 12本 × @108円

※上記のように購入数量や単価が記載されていない場合は

“購入内訳：ジュース500ml × 12本 × @108円”

のように領収書または領収書を貼り付けた台紙に書きとめておきましょう。

2) レシート

<p>立替え払いの場合は記載</p> <p>立替え払い金額····· ¥1,068円</p> <p>受領日8月11日 氏名 栃木 太郎</p>	<p>領収書番号 No.2</p> <p>印鑑又はサイン</p> <p>金銭出納簿の日付欄</p>																																		
<p>レシート原本</p> <p>組織名を記載</p> <p>メタボ対策は毎日の健康管理から！ 当店ではお薬や健康食品、血圧計などの測定機器で健康をサポート お気軽にご相談ください。 0123-0002 17年 5月 8日 (月) 担当 : FastLane2号機</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>212コカ・コーラ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212コカ・コーラ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212コカ・コーラ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212伊右衛門贊沢冷茶</td><td>90</td></tr> <tr><td>212伊右衛門贊沢冷茶</td><td>90</td></tr> <tr><td>212伊右衛門贊沢冷茶</td><td>90</td></tr> <tr><td>212なっちゃんオレンジ</td><td>84</td></tr> <tr><td>212なっちゃんオレンジ</td><td>84</td></tr> <tr><td>212C Cグレープ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212C Cグレープ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212グリーンシャワー</td><td>90</td></tr> <tr><td>212グリーンシャワー</td><td>90</td></tr> <tr><td colspan="2"> 12点/小 計 ¥1,068</td></tr> <tr><td>内消費税等 8%</td><td>79</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>¥1,068</td></tr> <tr><td>現 金</td><td>¥10,100</td></tr> <tr><td>お釣り</td><td>¥9,032</td></tr> </tbody> </table> <p>< 領収書 ></p> <p></p>		212コカ・コーラ	90	212コカ・コーラ	90	212コカ・コーラ	90	212伊右衛門贊沢冷茶	90	212伊右衛門贊沢冷茶	90	212伊右衛門贊沢冷茶	90	212なっちゃんオレンジ	84	212なっちゃんオレンジ	84	212C Cグレープ	90	212C Cグレープ	90	212グリーンシャワー	90	212グリーンシャワー	90	 12点/小 計 ¥1,068		内消費税等 8%	79	合 計	¥1,068	現 金	¥10,100	お釣り	¥9,032
212コカ・コーラ	90																																		
212コカ・コーラ	90																																		
212コカ・コーラ	90																																		
212伊右衛門贊沢冷茶	90																																		
212伊右衛門贊沢冷茶	90																																		
212伊右衛門贊沢冷茶	90																																		
212なっちゃんオレンジ	84																																		
212なっちゃんオレンジ	84																																		
212C Cグレープ	90																																		
212C Cグレープ	90																																		
212グリーンシャワー	90																																		
212グリーンシャワー	90																																		
 12点/小 計 ¥1,068																																			
内消費税等 8%	79																																		
合 計	¥1,068																																		
現 金	¥10,100																																		
お釣り	¥9,032																																		
<p>コピー</p> <p>メタボ対策は毎日の健康管理から！ 当店ではお薬や健康食品、血圧計などの測定機器で健康をサポート お気軽にご相談ください。 0123-0002 17年 5月 8日 (月) 担当 : FastLane2号機</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>212コカ・コーラ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212コカ・コーラ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212コカ・コーラ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212伊右衛門贊沢冷茶</td><td>90</td></tr> <tr><td>212伊右衛門贊沢冷茶</td><td>90</td></tr> <tr><td>212伊右衛門贊沢冷茶</td><td>90</td></tr> <tr><td>212なっちゃんオレンジ</td><td>84</td></tr> <tr><td>212なっちゃんオレンジ</td><td>84</td></tr> <tr><td>212C Cグレープ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212C Cグレープ</td><td>90</td></tr> <tr><td>212グリーンシャワー</td><td>90</td></tr> <tr><td>212グリーンシャワー</td><td>90</td></tr> <tr><td colspan="2"> 12点/小 計 ¥1,068</td></tr> <tr><td>内消費税等 8%</td><td>79</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>¥1,068</td></tr> <tr><td>現 金</td><td>¥10,100</td></tr> <tr><td>お釣り</td><td>¥9,032</td></tr> </tbody> </table> <p>< 領収書 ></p> <p></p>		212コカ・コーラ	90	212コカ・コーラ	90	212コカ・コーラ	90	212伊右衛門贊沢冷茶	90	212伊右衛門贊沢冷茶	90	212伊右衛門贊沢冷茶	90	212なっちゃんオレンジ	84	212なっちゃんオレンジ	84	212C Cグレープ	90	212C Cグレープ	90	212グリーンシャワー	90	212グリーンシャワー	90	 12点/小 計 ¥1,068		内消費税等 8%	79	合 計	¥1,068	現 金	¥10,100	お釣り	¥9,032
212コカ・コーラ	90																																		
212コカ・コーラ	90																																		
212コカ・コーラ	90																																		
212伊右衛門贊沢冷茶	90																																		
212伊右衛門贊沢冷茶	90																																		
212伊右衛門贊沢冷茶	90																																		
212なっちゃんオレンジ	84																																		
212なっちゃんオレンジ	84																																		
212C Cグレープ	90																																		
212C Cグレープ	90																																		
212グリーンシャワー	90																																		
212グリーンシャワー	90																																		
 12点/小 計 ¥1,068																																			
内消費税等 8%	79																																		
合 計	¥1,068																																		
現 金	¥10,100																																		
お釣り	¥9,032																																		

- ・ 領収書(レシート)は交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があり、感熱紙の領収書(レシート)は時間の経過と共に消えたり、不鮮明になる場合があるので、コピーを取って保管してください。

③交付金の支出にあたって

1) 交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費 ・営農のための入件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができます。
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用 ・設立総会に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

2) 高額な物品の購入について

10万円以上の高額な物品の購入を検討している場合は、市町村担当者に確認を行い、以下の事項に注意しましょう。

- ・ 使用頻度や必要性を加味して、購入とリースの比較検討をしましょう。
- ・ 利用目的と必要性が説明できるよう整理しましょう。
- ・ 見積書は3社以上とりましょう。
- ・ 取得した物品や備品は、管理者・設置場所を決め、使用簿をもって適正に管理しましょう。
- ・ 多面的機能支払の活動以外に使用することは認められていません。

3) その他留意事項

- ・ 机やテント等の汎用性が高く、多面的の活動以外でも使用の可能性がある物品の購入は控えましょう。
- ・ 一円以上の財産(備品)について財産管理台帳(備品)に記載し管理することとしていますが、一万円未満の購入品についても、管理者や保管場所を明確にしましょう。
- ・ 消耗品及び子ども達への景品等を配布する際は配布リストを作成しましょう。
- ・ お弁当や食材などの支出は控えましょう。(飲み物については熱中症対策として交付金からの支出が認められています。)

メモ

【お問い合わせ先】

栃木県 農政部 農村振興課
栃木県農地水多面的機能保全推進協議会

(電話) 028-623-2338
(電話) 028-660-5702

○関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

- ◆ 栃木県 農政部 農村振興課
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/index.html>
- ◆ 栃木県農地水多面的機能保全推進協議会
<http://www.tcgnouchimizu.net/>
- ◆ 農林水産省 多面的機能支払交付金について
http://www.maff.go.jp/nousin/kanri/tamen_siharai.html